

三田市農業共済条例新旧対照表

現行	改正案												
<p>第1条～第2条 省略                      第2章 共済事業                      第1節 通則                      (共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)                      第3条 省略                      2～3 省略</p> <p>4 省略                      第4条～第28条 省略                      (共済金額)                      第29条 農作物共済の共済金額は、<u>共済目的の種類ごとに次の表の左欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等につき、同表中欄に掲げる農作物共済の共済事故等による種別ごとに同表右欄に掲げる金額のうちから、農作物共済加入者(法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物にあつては、規則第47条の9において規定する者に限る。)</u>が申し出たいずれかの金額(農作物共済加入者が第26条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに申出をしなかつた場合にあつては、甲の金額)とする。</p> <table border="1" data-bbox="188 1315 1106 1378"> <tr> <td>農作物共済の共済目的の種類等</td> <td>農作物共済の共済事故等による種別</td> <td>共済金額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table>	農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別	共済金額	省略			<p>第1条～第2条 省略                      第2章 共済事業                      第1節 通則                      (共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)                      第3条 省略                      2～3 省略</p> <p>4 <u>市の包括共済に付されていた家畜であつて、第11条第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)</u>の規定による権利義務の承継により市の他の包括共済に新たに付されたものについての第2項第5号及び第6号の規定の適用については、<u>当該他の包括共済に係る共済責任は、当該承継の際、現に市と当該権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人との間に存する包括共済に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。</u></p> <p>5 省略                      第4条～第28条 省略                      (共済金額)                      第29条 農作物共済の共済金額は、<u>農作物共済の共済目的の種類等ごとに次の表の左欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等につき、同表中欄に掲げる農作物共済の共済事故等による種別ごとに同表右欄に掲げる金額のうちから、農作物共済加入者(法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物にあつては、規則第47条の9においてそれぞれ規定する者(法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあつては、法施行規則第47条の9において規定する者のうち、その者が耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を原則として過去5年間において法第150条の3の5第2項において読み替えて準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫量の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限る。)</u>に該当する者に限る。)が申し出たいずれかの金額(農作物共済加入者が第26条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに申出をしなかつた場合にあつては、甲の金額)とする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 1315 2074 1378"> <tr> <td>農作物共済の共済目的の種類等</td> <td>農作物共済の共済事故等による種別</td> <td>共済金額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table>	農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別	共済金額	省略		
農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別	共済金額											
省略													
農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別	共済金額											
省略													
<p>甲は、当該農作物共済の共済目的の種類等である農作物の耕作を行う耕地ご</p>	<p>甲は、当該農作物共済の共済目的の種類等である農作物の耕作を行う耕地ご</p>												

とに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量(第32条第2項の規定により定められる基準収穫量をいう。以下同じ。)の100分の70を乗じて得た金額とする。

乙は、農作物共済加入者ごとに、基準生産金額に100分の40を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の100分の90に相当する金額(以下「特定農作物共済限度額」という。)を超えない範囲内において、当該農作物共済加入者が申し出た金額とする。

2 省略

3 第1項の単位当たり共済金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち最高額の金額と同額とする。

4～5 省略

第30条～第59条 省略

(共済金の支払を請求できない場合)

第60条 家畜共済に係る共済責任の始まった日から2週間以内に共済事故が生じたときは、家畜共済加入者は、共済金の支払を請求することができない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(5) 省略

2 省略

第61条～第62条 省略

(共済関係の無効)

第63条 省略

とに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量(第32条第2項の規定により定められる基準収穫量をいう。以下同じ。)の100分の70を乗じて得た金額とする。

乙は、農作物共済加入者ごとに、基準生産金額に100分の40を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の100分の90に相当する金額(以下「特定農作物共済限度額」という。)を超えない範囲内において、当該農作物共済加入者が申し出た金額とする。

2 省略

3 第1項の単位当たり共済金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額(飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては飼料の用に供するものとして定めた金額、米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては米粉の用に供するものとして定めた金額。以下この項において同じ。)のうち最高額の金額と同額とする。ただし、第1項の申出をしなかつた場合にあつては、法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち最低のものとする。

4～5 省略

第30条～第59条 省略

(共済金の支払を請求できない場合)

第60条 家畜共済に係る共済責任の始まった日から2週間以内に共済事故が生じたときは、家畜共済加入者は、共済金の支払を請求することができない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(5) 省略

(6) 次の要件のすべてに適合する場合

ア 当該共済事故に係る家畜が、第11条第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による権利義務の承継前から引き続き市の包括共済に付されていたものであり、かつ、その承継により市の他の包括共済に新たに付されたものであること。

イ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からアの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人により市の包括共済に付されていたものであること。

2 省略

第61条～第62条 省略

(共済関係の無効)

第63条 省略

2 省略

3 最初の共済掛金期間の開始の時ににおける共済金額が、その時ににおける共済価額の100分の80に相当する金額を超過したときは、その超過した部分については、家畜共済の共済関係は無効とする。第53条第5項又は第7項の規定による変更後の共済金額が、その変更の時ににおける共済価額の100分の80に相当する金額を超過したときも、同様とする。

以下省略

2 省略

3 最初の共済掛金期間の開始の時ににおける共済金額が、その時ににおける共済価額の100分の80に相当する金額を超過したときは、その超過した部分については、家畜共済の共済関係は無効とする。第53条第5項、第6項又は第7項の規定による変更後の共済金額が、その変更の時ににおける共済価額の100分の80に相当する金額を超過したときも、同様とする。

以下省略